

只見町運転免許自主返納支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民が自主的に運転免許を返納した場合に、日常生活における交通の確保を図るとともに、運転に不安を持つ者及び高齢者が加害者となる交通事故の撲滅を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する運転免許証をいう。
- (2) 自主返納 道路交通法の規定により、公安委員会に対し全ての免許の取り消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 事業による支援の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき本町の外国人登録原票に登録されている者で、運転免許証を自主返納した者とする。

(事業の内容)

第4条 町長は、次に掲げる支援の一部又は全部を行う。

- (1) 雪んこタクシー利用券（以下「利用券」という。）100回分を上限に支給する。
- 2 前項の支援は、1人につき1回限りとする。

(申請)

第5条 この事業による支援を受けようとする者は、運転免許自主返納支援事業申請書（様式第1号）に公安委員会が発行した運転免許取消通知書又はその写しを添えて、自主返納した日から起算して30日以内に町長に提出するものとする。

(支援の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、支援の可否を決定しなければならない。

- 2 町長は、支援を決定したときは、その旨を運転免許自主返納支援事業決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知し、利用券を交付するものとする。
- 3 前項の規定により利用券を交付するときは、運転免許自主返納支援台帳（様式第3号）に必要事項を記入するものとする。
- 4 第2項の規定により交付した利用券の再交付は行わないものとする。

(利用券等の返還)

第7条 町長は、受給者が偽りその他不正な手段により利用券等の交付を受けたと認められるときは、交付した利用券等又は当該利用券等に相当する額の返還を命じることができる。

- 2 受給者は、前項の規定により利用券等又は当該利用券等に相当する額の返還を命じられたときは、速やかにこれを返還しなければならない。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(申請の特例)

この要綱の施行の日前に運転免許証の自主返納をした者が第5条の規定により申請できる者は、平成13年4月1日から平成23年3月31日間に自主返納した者とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。